

三好市職員

採用試験のお知らせ

(平成25年度採用)

採用予定職種・人員等

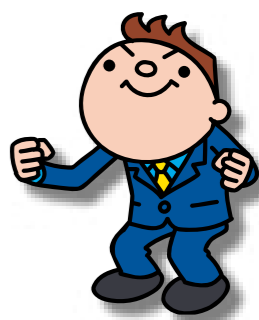
試験区分	採用予定人員	職務の内容
一般事務	2名程度	一般行政事務
看護師	1名程度	看護師業務等

受験資格

試験区分	受験資格
一般事務	昭和52年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人
看護師	昭和42年4月2日以後に生まれた人で、看護師免許を有する人または平成24年度国家試験で取得する見込みの人

募集要項

- 受験申込用紙の請求**
7月23日より請求できます。
- ①直接受け取る場合
平日8時30分から17時15分
の間に三好市役所3階総務課
課人室および各総合支所で、
その旨申し出て受け取ってくだ
さい。
- ②郵便で請求する場合
封筒の表に、「職員採用試験
申込書請求」と朱書きし、
120円分の切手を貼った宛先
明記の返信用封筒（A4サイ
ズ・角形2号）を必ず同封し
てください。
- ③ホームページからダウン
ロードする場合
三好市ホームページ(<http://www.city-miyoshi.jp/>)より、
A4の白色用紙に黒字で印刷
してください。



申込受付期間

受付期間は、7月23日～8月10日（土、日曜日は除く）8時30分～17時15分まで。郵便による申し込みの場合は、「簡易書留」で8月10日までの消印のあるものに限り受付します。インターネットによる申し込みの場合は、8月3日までに到着したものに限り受付します。

試験日・会場

平成24年9月16日（日）
三好市立池田中学校
お問い合わせ先
〒778-8501
池田町シンマチ1500番地2
三好市役所総務課人室
電話 72-7624
※詳しくはホームページをご覧ください。（7月中旬掲載予定）
※メールによるお問い合わせには応じかねます。

みよし広域連合職員 採用試験のお知らせ

(平成25年度採用)

採用予定職種・人員等

試験区分	採用予定人員	職務の内容
一般事務	1名程度	一般行政事務
消防職員	3名程度	消防業務

受験資格

試験区分	受験資格
一般事務	昭和52年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人
消防職員	昭和59年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人で、消防業務に耐え得る健康な人 ②身体の基準 （視力）一眼でそれぞれ1.0以上（矯正視力も含む） （色彩識別能力）赤・青・黄の識別ができること （聴力）左右正常のこと



宛先を明記した返信用封筒（A4サイズ・角形2号）を同封してください。

③ホームページからダウンロードする場合
みよし広域連合ホームページ(<http://www.miyoshikouiki.jp/>)よりA4の白色用紙に黒字で印刷してください。

申込受付期間

受付期間は、8月1日～8月15日（土、日曜日は除く）8時30分～17時15分まで。郵便による申し込みの場合は、「簡易書留」で、8月15日までの消印のあるものに限り受付します。

第1次試験日・会場

平成24年9月16日（日）
三好市立池田中学校
お問い合わせ先
〒778-0002
池田町マチ2429番地1
みよし広域連合事務局
電話 72-5121

駅前広場の 通行方法が変わります

池田踏切から池田駅前間の

交通規制（一方通行）が解除されます

市道拡幅工事の完成（7月末日予定）により、イケミナミの池田踏切から池田駅前間の交通規制（一方通行）が解除されます。



駅前広場が一方通行となります

駅前正面が交差点となります。駅前広場がロータリーとなり、入口から出口への一方通行となりますので、広場へ車両を乗り入れる際は十分ご注意ください。



【お問い合わせ先】
三好市工務課（電話 72-7623）

連載 地域おこし協力隊

活動報告

⑫

新茶を乗せてトロッコ列車出発 茂泉賢弥

皆様こんにちは。いかがお過ごしでしょうか。前回、山城でお茶の研修中とお伝えした私にとっても、この春は正念場でした。いよいよ一番茶摘みが始まり、連日中は機械でお茶摘み、夜から明け方は茶工場内でお茶の加工作業。まさに眠れないお茶摘みの日々で、茶業の厳しさを



を肌身で学びました。

こうして地域の方たちと一緒に汗を流して摘んできた特産のお茶をもっと多くの人々に知ってもらおうと、5月26日(土)に大歩危駅前で開かれた「わんこ市」に合わせて、毎週末に運転されていた「大歩危トロッコ号」の車内と大歩危駅前で新茶の試飲・販売会を企画し行いました。

最初は不安でいっぱいでしたが、味わった乗客の皆様は口々に「とてもおいしい」と、購入されました。この試みは地元の方にとっても初めてでしたが、来年以降も新茶の風に乗ってお客さまが笑顔になっていただければ幸いです。

また、地域おこし協力隊ブログ (<http://www.jtu-join.jp/chikiokoshi/blog/4075/>) に詳しい内容を記載しましたので、ぜひご覧ください。

昔からの暮らしを伝えていきます 吉田 絵美

蝉の合唱に夏の訪れを知るこの頃、皆様は夏バテなどされずお過ごしでしょうか。今回、4月より開始している「伝える暮らしワークショップ」についてお伝えします。

これは、三好市山間部の昔からの暮らしの知恵を次世代に伝えていくことを目的としています。お茶作りや山の農作物の採取など、豊かな暮らしの知恵が残る山間部で現在も暮らすお年寄りを講師に迎え、季節ごとに実践と勉強会を開催していきます。

4月には井川町井内の近藤茂さんを講師に、山菜や薬草を採取して食べました。また、6月には同じく井川町井内の高畑輝子さんを講師に、お茶摘みをし、「ほいろ」という道具を再現し、手でお茶を揉み仕上げました。遠くは東京から来た参加者もいました。3月11日の地震後、暮らし方の根本を見直そうとしている若い世



代が増え、少しでも地方での暮らしの豊かさに触れてもらえるきっかけとなればと思います。また同時に、地域のお年寄りが若い人と交流をすることで、元気のきっかけになればとも考えています。ぜひ、昔からの暮らしの知恵を伝授したい!という方がいらつしやいましたらご連絡をいただければ幸いです!

※ホームページに詳細を掲載しています。
<http://kirari-honmachi.ciao.jp/>

「始めよう 市民主役のまちづくり」シリーズ まちづくり基本条例 第二十弾

三好市まちづくり基本条例を紹介します



平成24年10月1日施行に向けて、三好市まちづくり基本条例を広く知っていただくために条例の内容について連載しています。今回は「第3章 議会及び議員」についてご紹介したいと思います。

「議会の責務」って何?

- ① 議会は、市の意思決定機関として、常に市民全体の利益のために活動しなければならない。
- ② 議会は、市政運営が公平、公正かつ効率的に行われるよう、監視、牽制及び政策提言等の権能を行使しなければならない。

議会は法律によって、条例の改廃、予算、決算、徴税についての決定など、行政のチェックや重要な意思決定などを行う権限が定められています。

また法律に定める事項のほか、条例で議会の議決すべきものを定めることができることが規定されています。このように議会の果たす役割は非常に大きいことから、①では、あらためて市の意思決定機関であり市民全体の利益のために活動する責任と義務があることを明記しています。②では、議会は行政機関が公平、公正かつ効率的に運営されているかの監

「議会の情報公開」って何?

- ① 議会の会議は、原則として公開しなければならない。
- ② 議会は、開かれた議会とするため、市民に議会活動及び議会の保有する情報を公開しなければならない。

市民に開かれた議会とするために、会議の公開や議会に関する情報の公開について定めています。

三好市議会は、ケーブルテレビで本会議だけでなく常任委員会・特別委員会等の会議を中継するなど、会議の公開が進んでいます。このような開かれた議会運営を今後も継続し、議会活動や情報の公開に努める必要性を定めています。

「議員の責務」って何?

- ① 議員は、公正かつ誠実に市民の意見を市政に反映させるよう活動しなければならない。
- ② 議員は、議会活動に関する情報等について説明責任を果たさなければならない。
- ③ 議員は、市政の課題に関する調査及び政策提言等を積極的に行うため、常に研鑽に励み見識を高めるよう努めなければならない。

日本の地方自治制度においては、市民の意思を代表する市議会議員の役割は重要です。ここでは、先に述べた「議会の責務」を果たすために、市議会議員に求められる責任と義務を定めています。

①は、議員は個別利益に偏ることなく、公正かつ誠実に活動し、市民の意見を反映させることを定めています。②は、開かれた議会とするために、議員活動を通じて積極的に市民に情報を開示し、説明する責任と義務があることを定めています。

③は、議会が政策提言等の機能を十分に発揮するために、議員一人ひとりが常に研鑽に励み見識を高める努力をすべきことを定めています。来月号では「第4章 市長及び職員」について解説していきたいと思

お問い合わせ先
三好市 企画調整課
電話 72-7607・ファックス 72-7202
kikakuchousei@city.tokushima-miyoshi.lg.jp



詳しい内容は、三好市ホームページで公開中です。ぜひご覧ください。
◀ QRコードからアクセスできます